

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

平成30年10月19日（金）午後1時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）門 脇 一 男 （副委員長）石 橋 佳 枝
今 城 雅 子 遠 藤 通 中 田 利 幸 矢 倉 強
山 川 智 帆 渡 辺 穰 爾

欠席委員（1名）

岩 崎 康 朗

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】大塚部長

〔経済戦略課〕雑賀課長 坂隠企業立地推進室長

〔商工課〕杉村次長兼商工課長 毛利課長補佐兼商工振興係長

【文化観光局】岡局長兼文化振興課長

〔スポーツ振興課〕長谷川課長 深田課長補佐兼スポーツ振興係長

【農林水産振興局】高橋局長兼農林課長

〔農林課〕福長課長補佐兼農林振興係長 森脇土地改良係長

【都市整備部】錦織部長

〔建設企画課〕恩田課長 佐藤課長補佐兼管理係長

〔都市整備課〕福住次長兼都市整備課長 北村課長補佐兼公園街路係長 遠藤河川橋りょう係長

〔住宅政策課〕原次長兼住宅政策課長 東森課長補佐兼住宅政策係長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

傍 聴 者

伊藤議員 稲田議員 奥岩議員 戸田議員 土光議員 三鴨議員

一般1人

報告案件

- ・台風24号による農業被害について [経済部]
- ・台風24号による日野川運動公園の被害について [経済部]
- ・和田浜バイオマス発電所の事業運営及び事業用地の売却について [経済部]
- ・米子インター周辺工業用地工事実施計画について [経済部]
- ・米子市国土強靱化地域計画（素案）について [都市整備部]
- ・台風24号による被害について [都市整備部]
- ・米子市空家等対策計画（素案）について [都市整備部]

※米子市国土強靱化地域計画（素案）について及び米子市空家等対策計画（素案）については、全員協議会での案件となったため、今回報告は行っていない。

午後1時00分 開会

○門脇委員長 それでは、ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

岩崎委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日は、配付しております日程表のとおり行いますが、経済部より先ほどお配りしたとおり、報告案件が1件追加となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、台風24号による農業被害について、当局より報告をお願いいたします。

高橋農林水産振興局長兼農林課長。

○高橋農林水産振興局長兼農林課長 そうしますと、農林課から、9月30日に最接近しました台風24号によります市内の農業被害の状況を報告させていただきたいと思っております。資料は、台風24号による農業被害についてという資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

土木関係、5件ございます。いずれも農道や水路ののり面が崩れたものでございます。

まず、1件目、①でございますけども、諏訪地内におきまして、農道ののり面が幅22メートル、高さ2.8メートルにわたって崩れたものでございます。資料の2ページのほうに位置図と写真を載せております。復旧工事費としましては、現時点で概算で約320万円を見込んでおります。この復旧につきましては、災害復旧工事での対応を予定しております。

次の②でございます。資料は3ページでございます。新山地区において、農道ののり面が幅9メートル、高さ1.6メートル崩れたものでございます。これの復旧工事費につきましては約35万円を見込んでおります。

③でございます。資料は4ページでございます。淀江町稲吉地内におきまして、農免農道ののり面が幅12メートル、高さ13メートルにわたって崩れたものでございます。一部、農免農道の道路のほうにも土砂が出てきたということでございます。これにつきましては、復旧費約32万円を見込んでおります。

次、④でございます。資料は5ページになります。これは淀江町福岡地内におきまして、水路ののり面が幅9メートル、高さ3.2メートルにわたって崩れたものでございます。これの復旧工事費は約25万円と見積もっております。

最後に、⑤でございます。資料は最後、6ページでございます。これは淀江町福岡地内におきまして、大山広域農道ののり面が幅2メートル、高さ3メートルにわたって崩れたものでございます。復旧工事費は約25万円を見積もっております。

それで、②から⑤につきましては、復旧工事のほうを業者に発注済みでございまして、昨日時点でございますけども、④と⑤につきましては復旧済みということでございます。

以上が土木関係でございまして、続いて、農作物のほうの被害でございまして、資料はございませんけども、一応台風で雨の状況とかあったわけですが、果樹、梨や柿につきましては、多少の落下や枝折れ等がありましたけども、大きな被害はなかったというふうなことでございます。

それと、野菜でございまして、白ネギ、ブロッコリーあるいはニンジンなどにつきまして、畝の間に水がたまったという状況がございましたけども、雨水で流れてしまった

とか、そういったような被害はなかったということでございます。ただ、先ほど申しましたけども、雨で水につかったということで、白ネギ、ブロッコリーなどは生育不良が見られます。あるいはニンジンなどにつきましては、芽が出てからまだ日が浅い、小さい段階で雨に打たれてまして、ちょっとこれも生育不良が見られるといったような状況がございます。今週15日に県議会、閉会しましたけども、その中で農作物の緊急防除ということで補正予算が計上されたところでございまして、こういった白ネギ、ブロッコリー、ニンジンにつきましては、こういった生育不良とか病気の予防ということの緊急防除につきまして、市のほうも支援していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○門脇委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 復旧した部分があるって言われたよね、②番から④番。

○門脇委員長 高橋農林水産振興局長兼農林課長。

○高橋農林水産振興局長兼農林課長 きのう時点で復旧が済んだものは④と⑤でございます。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その状況っていうのは、どげなことまでの復旧なんですか、直してもらっとる、景観的には。

○門脇委員長 高橋農林水産振興局長兼農林課長。

○高橋農林水産振興局長兼農林課長 斜面をもとの形状に直しまして、その上に草が生えるシートですね、それを張った状態で完了ということにしております。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、次に参ります。

次に、台風24号による日野川運動公園の被害について、当局より報告をお願いいたします。

長谷川スポーツ振興課長。

○長谷川スポーツ振興課長 スポーツ振興課から、台風被害の状況を報告させていただきます。

日野川運動公園につきまして、去る9月30日の台風24号の影響により日野川が増水したため、冠水によるグラウンド表土の流出、堆積が発生し、現在、使用停止とさせていただきます。

被害の状況でございますが、資料を見ていただきますでしょうか。右側が日野川上流側で、左側が河口側となっております。青色で囲っている部分は土砂が流出した箇所、赤色で囲っている部分は流れた土砂が堆積している箇所です。

はぐっていただきまして、資料の2ページと3ページには、資料1に対応する番号で被害状況の写真を載せております。現在、被害箇所の測量を行っているところで、測量が終わり次第、設計業務に取りかかり、工事費を算出する予定です。復旧工事費につきましては、国の災害復旧事業を活用したいと考えております。

なお、使用停止措置の期間につきましては、国の現地調査、設計業務、復旧工事が五、

六カ月程度必要と考えており、来年3月末までには工事を完了し、4月以降の利用再開を目指しております。

説明は以上でございます。

○門脇委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

今城委員。

○今城委員 停止期間が大体3月末までっていうことでして、結構使われている方たち、これはもう災害ですから仕方がないと思うんです。どこかありますかとか、そういう代替措置みたいなことっていうのはどういうふうになっているんでしょうか。

○門脇委員長 深田スポーツ振興課課長補佐。

○深田スポーツ振興課課長補佐兼スポーツ振興係長 施設利用については、代替につきましては、現在のところ、直接こちらには問い合わせはございませんが、上流側のA、Bグラウンドにつきましては、災害のありました翌週に少年野球大会を開いておりましたので、指定管理者のほうで早急に復旧するというような対応をしております。また、そのような問い合わせ等、指定管理者のほうには入っているかもしれないんですが、市民体育館の窓口のほうでありましたらお知らせさせていただきます。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、次に参ります。

次に、和田浜バイオマス発電所の事業運営及び事業用地の売却について、当局より報告をお願いいたします。

杉村経済部次長兼商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 そういたしますと、和田浜バイオマス発電所の事業運営及び事業用地の売却につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、和田浜バイオマス発電所の事業運営についてでございます。事前にお配りしております資料の表紙をめくっていただいて、1ページ目の資料1-1をごらんいただきたいと思います。

最初に、資金の運用についてでございます。事業運営会社につきまして、これまではシンエネジー開発の子会社でございます米子新エネルギー開発株式会社が行うということで、これまで御説明をさせていただいたところでございますが、先般の9月27日に事業者がプレス発表されました内容によりますと、ここに書いてございますように、三菱UFJリース、東急不動産、中部電力、シンエネジー開発の4社が出資をされまして、新たに米子バイオマス発電合同会社を設立されております。この会社が事業運営するということに変更されたところでございます。この4社の出資以外にも融資銀行団といたしまして、三井住友信託銀行であるとか山陰合同銀行、鳥取銀行、NTTファイナンス、中国銀行、山口銀行、足利銀行等々からの融資で資金を調達されるということも決定されたところでございます。米子バイオマス発電合同会社につきましては、運營業務といたしまして、総合窓口、プラントの運転とメンテナンス、資金管理業務などをそれぞれの業務受託会社に委託をし、運営される予定でございます。

その運営につきましては、もう1ページめくっていただきまして、資料1-2をごらんいただきたいと思います。事業運用の内容を図示させていただいております。米子バイオ

マス発電合同会社を真ん中にいたしまして、上の段のほうの4つの四角が実際に発電所のプラントを運転していく体制を示してございます。総合窓口や地域の環境問題などの全体を仕切る業務や、燃料を管理する業務を委託する会社、そしてプラントの運転やメンテナンスを委託する会社のほか、電気やボイラータービンの専門技術者を委託するといった内容でございます。それから、下の段でございます4社につきまして、これは出資会社ともイコールでございますけども、これが事業全体を管理する体制の4社でございます。

まず、シンエネルギー開発につきましては、プラント建設期間まではプロジェクトの計画やスケジュールの進捗管理、いわゆるプロジェクトマネジメントを行うということでございまして、それと環境コンサルティングを受託するといった内容でございます。

中部電力につきましては、プラント建設後のプロジェクトマネジメント、プラント運営のサポートを受託いたします。

そして、三菱UFJリースの子会社になりますが、これ、100%の子会社になります。MULエネジーインベストメントと、東急不動産の、これまた100子会社であります東急不動産キャピタル・マネジメントが資産や資金の管理と会計、いわゆるアセットマネジメントを受託するといった体制でございます。

以上が、和田浜バイオマス発電所の事業運営体制の概要でございます。

続きまして、事業用地の売却につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして、資料2のほうをごらんいただきたいと思っております。事業用地の事業者への売却価格の考え方についてでございますけども、財産評価審議会の評価額をもとに、本年5月に議決をいただきました額で事業用地を民間のほうから買収しております。この民地部分と、事業用地の中には用水路用地であるとか道路部分、市が所有する官地の部分がございます。この官地の売却額を合わせた用地取得費に、引き渡しまでに市が行います粗造成等の造成工事に係る費用と、それから事務的な経費が発生しておりますので、その事務的経費を加えた金額で事業者売却をしたいというふうに考えております。

現在、土地の確定測量や造成工事が現時点では終了しておりません。事業継続中でございますので、最終的な売り渡し金額につきましては、現時点では確定しておりませんが、ここに書いてございます数字につきましては、9月27日時点で見込み額を表にしたものでございます。なお、今年度の執行額、表の中の30年度執行額という欄に数字を書いておりますが、これは29年度からの繰越明許費の執行額も加えて、今年度の現年度分と繰越明許費の分も加えた額を入れておりますので、その旨、御承知おきいただきたいと思っております。

まず、用地取得費につきましては、官地と民地を合わせまして3億58万801円の見込みでございます。それから、物件補償費につきましては1,656万2,996円で、これは確定額となっております。委託費につきましては、測量委託が終了してございませんので、その部分が見込み額となっておりますが、測量設計委託、用地交渉業務委託、補償調査委託は終了してございまして、確定額となっております。委託費の合計につきましては、7,872万9,366円の見込みとなっております。造成工事費につきましては、用水路移設、粗造成、排水路設置合わせまして1億2,039万9,480円の見込みでございます。事務費につきましては、人件費、需用費、旅費等を合わせまして1,988万1,393円の見込みでございます。これらの費用をトータルいたしますと、5億3,615万4,

036円が、9月27日時点の売却金額の見込み額でございます。

なお、参考のほうに書いてございますが、本年の9月28日に開催されました財産評価審議会のほうに諮問いたしておりますが、その審議会の答申では、この5億3,615万4,036円を下限額として売却することにつきまして、妥当との答申をいただいているところでございます。

御説明いたしましたとおり、現時点でまだ事業が完了しておりませんので、最終的にはこの見込み額が若干変わってくるという可能性もございます。ただ、この事業に要した実費をもちまして土地の売り渡し価格として議案上程をさせていただき、議会の議決をいただきました上で、11月中には事業者による事業用地を売却し、引き渡す予定でございます。

説明につきましては以上でございます。

○門脇委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

山川委員。

○山川委員 この事業のメリット、デメリットっていうのをどういうふうに考えられますか。

○門脇委員長 杉村経済部次長兼商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 この事業を始めましたのが、まず、和田浜工業団地内の未利用地、これが約7ヘクタールございます。都市計画で工業専用地域に指定されてから40年間、一度も企業が立地してこなかった部分の土地でございます。これは地元のほうから、当然、市街化区域並みの課税をしておるわけですし、あわせて企業が張りついていないということで、インフラ整備もしていないというような状況でございました。非常に地元のほうから、地権者のほうから強い御不満がございまして、市のほうとしても、工業団地でございますので、企業を立地していきたいというのはこれまでの大きな課題となっております。そこにこのお話があって、非常に面積も大きいということ、何とかこの発電所を和田浜に持ってきて、未利用地の解消につなげたいというのが1点でございます。

それから、投資規模が数百億円というふうに言われております。これは地元の企業にとっても発注が出てくると、必ず経済的な効果が出てまいります。その投資額によって、地域経済にプラスになってくるということが2点目。

そして、雇用が、直接間接を含めまして約50人ぐらいの雇用効果が生まれてくるということもございます。

こういったことも全部含めまして、この3点が大きく言いますとメリットになるかなというふうに考えております。

○門脇委員長 山川委員。

○山川委員 メリットで、長年塩漬けの土地が売れた、そして、それに基づいて固定資産税が入ってきます、事業税が入ってきます、雇用が50人生まれます。すぐわかります。ただ、そこでのエネルギーの発電予定量みたいなのはどういうふうに。もうわかっていますか。

○門脇委員長 毛利商工課課長補佐。

○毛利商工課課長補佐兼商工振興係長 現在、発電所の計画によりますと、およそ5万4,000キロワットというのが発電量だというふうに伺っております。

○門協委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 この経費の関係で5億3,600万円になっとなるが、これは消費税というものは入らんだかいな。

○門協委員長 杉村経済部次長兼商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 例えば用地を取得した費用には消費税はかかっておりませんが、この委託費であるとか工事費には当然消費税がかかった額で発注をしております、その額を入れております。

○門協委員長 ほかにございませんか。

石橋委員。

○石橋委員 この経営は4社が分けてされるわけですがけれども、経営というか運営を。例えば発電所の設置というのは、最初のプラント建設ということになって、シンエネルギー開発がされるということなんでしょうか。

○門協委員長 毛利商工課課長補佐。

○毛利商工課課長補佐兼商工振興係長 御質問の発電所の設置ということに関しましては、主にシンエネルギー開発株式会社が担当していくということですがけれども、伺っている内容としては、ほかの事業者からの意見も十分反映されながら建設が進むというふうに聞いております。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 この発電所の設置許可みたいなのはもうおりてるっていうことでしたでしょうか。

○門協委員長 杉村経済部次長兼商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 今設計をしておられる段階でございまして、これから建築確認等々としていかれるということになっておりまして、まだ正式にプラントの全体の設計が終わっておりませんので、全ての法的なものが完了しているかということ、これからのものが建設に関しては出てくるだろうというふうに思っております。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 じゃあ、それが、全体の設計ができ上がった時点で申請をされる、申請をされるのはシンエネルギー開発なんでしょうか。

○門協委員長 毛利商工課課長補佐。

○毛利商工課課長補佐兼商工振興係長 恐らくですが、米子バイオマス発電合同会社の名前になるというふうに思っておりますが、これはもう一度確認をいたします。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 合同会社ってものの運営の仕方というのが、ちょっといまいちよくわからないみたいなどころもあるんですが、4社がそれぞれの部門を持たれてされるということなんでしょうけれど、この図のバイオマス発電合同会社の最高責任者は誰になる、どこになるんでしょうか。

○門協委員長 毛利商工課課長補佐。

○毛利商工課課長補佐兼商工振興係長 米子バイオマス発電合同会社はその運営の会社になりますので、そこからの各業務というのは委託によって4社がそれぞれの業務を割り

振られているという考え方ですので、あくまでも発電合同会社のほうがその責をとられるというふうに思います。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 合同会社というものの責任者については、この間、プレスリリースの紙とももらいましたけれども、ちょっとよくわからないんですけど、どなたであるということなんでしょうか。

○門協委員長 杉村経済部次長兼商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 これ、SPCといますか、新しいといますか、そういうやり方といますか、そのSPCが出資であるとか融資を受けられて、それぞれの業務を委託に出されるような形で運営をされておると。責任ということになってまいりますと、この4社ですね、プレスリリースも4社の合同で出しておられたと思いますけど、この4社が基本的には中核となってこの事業運営をされていくということになってくると思います。当然、このバイオマス発電合同会社というものに代表者を置かれたりするとは思いますが、基本的にはこの4社で実際に事業運営をされていくという考え方だと思います。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 よくわからないところが多いんですけど、例えば業務の受託管理の表ですけど、この上の4つと下の4つは対応しているということですか。

○門協委員長 杉村経済部次長兼商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 上の4つにつきましては、実際、発電所のプラントを運営する現場の体制で、下側のほうが、例えば資金管理であるとか、そういった、例えばプラントを建設するマネジメントをされる、いわゆる設計とか建設のところをしっかりと受け持たれる。ですから、現場のほうと実際管理業務をするところが上の段と下の段で分かれているということでございます。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 そうしますと、上のところの委託される4社というのはまだ未定ということですか。

○門協委員長 杉村次長。

○杉村経済部次長兼商工課長 まだ契約のほうまでは、もちろんお話をされていますけれども、現時点で会社名を公表できる段階にはないというふうに伺っております。

○門協委員長 石橋委員。

○石橋委員 重ねてですけど、それで、もしここで仮に事故が起こったりしたときに、どういうふうに責任とってもらえるのだろうかということを考えるんですが、それで責任者はというようなその辺まで聞いたんです。それはどうなるんですか。

○門協委員長 杉村次長。

○杉村経済部次長兼商工課長 まず、上の段でいきますと、総合窓口、環境問題受付というふうに上の段に書いてございます。この受託会社さんが、例えばそういう環境面あるいは全体のプラント運営の責任になる会社になってまいります。それから、下の段に行きますと、これまで市のほうもずっと窓口で話をさせていただきましたシンエネルギー開発さんのほうが、環境コンサルティング委託というのがございますが、こういった、例えば地域と環境保全協定を結んでおります。そういった窓口になっていくというふうな形にな

っていくというふうに思っております。

○石橋委員 よろしいですか。

石橋委員。

○石橋委員 出資の割合がどこかに書いてありましたが、シンエネルギーは10%、中部電力が30%、そしてMULエネルギーが30%、東急不動産が30%というふうな割合でした。何かあって、もし補償ということになったときには、その出資の額に応じた負担割合みたいなことになるのでしょうか。

○門脇委員長 杉村次長。

○杉村経済部次長兼商工課長 この合同会社というような仕組みにつきまして少し御説明させていただきたいと思っておりますけども、これ、特定組合の方が出資されるという、商法にも位置づけられているやり方なんですけども、今回この出資については匿名での出資という位置づけですので、例えば経営に携わったりとか、経営の代表者になることはできないということになってまして、利益の分配を主に受け取るということになります。ですから、出資をされる4社さんと、今見ていただいております資料1-2の会社さんというのは、重なってはおりますけども、一応出資は出資でそういう経営権、あるいは営業したりとか業務やったりすることはできない。ただ単にお金を出資して、その利益の分配を受け取ってというだけの役割になりますし、それから資料1-2に書いておりますのは、実際、この4社、子会社もありますけど、この4社さんが実際にはこの事業運営を仕切っているという形になります。厳密に言うと、そういう分け方がしてあるということでございます。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 なかなかよくわかりませんが、これからまた実際に運営されるというか、受託されるようになっていくとか、全体の設計が出てくると思うんですが、それについても、またきちんと報告をいただけるんですか。

もう一つ。もし事故があったらということをお先に言いましたけれど、もう一つは、やっぱり環境の問題というのはどうしても気になることです。環境影響評価書というのをちょっと和田公民館で見ました。この中に、このくらいの厚さの本で、なかなか全部を見て覚えるというわけにはいきませんが、図面も多いし、数字もたくさん書いてありますので、なかなかそれを専門家でもない私が理解できませんが、ざっと見たところでは、例えば大気汚染のところでは、一番影響が出てくると考えられる地点というのを見たら、ちょうどうちの畑の辺だとか、そういうのがありまして、それはよそのところでもどこでも同じなんですけど、そういうところの影響調査の内容というのがほぼ住民には知られておりません。自治会連合会には7月初めに報告がされたみたいですが、された内容というのは、巻末にあった資料2つが報告されたわけですね。それによりますと、大気汚染のほうの報告項目の中には、もとの調査書の中にあった、例えば二酸化炭素なり窒素だとか、いろいろな項目、10幾つもはなかったんですが、そのうちの3つしか報告がありません。一番気になってますけれども、ベンゼンとかダイオキシンとか、その辺は人体へ継続して摂取というか、した場合には大きい影響が出るのでということをお環境省も言ってますけれども、その辺の報告はありません。

本当に環境の問題、さっきデメリット、メリットっていうのもありましたけれども、メ

リットとはかりにかけて、環境が悪くなるというのは米子市にとっては大きい問題だと思いますので、その辺の調査結果は、公民館に1冊だけ置いとくとか、それをコピーもさせないとか、そういうことではなしに、きちんと報告なされるように、再度シンエネルギーに要求していただきたいと思う、それが1点。

これから工事が進む、進むのは反対ですけど、私。進んでいったとしても、そういう環境の調査がずっと行われるのであろうと思いますけれども、ずっと報告があるようにってことは、当然要求されると思いますけど、その辺も厳密にお願いしたいと思います。

全体として、このメリットは、言えば塩漬けだった土地が売れたというのは一つ大きいかもしれませんが、県の工業用水が使ってもらえるというのもメリットかもしれませんが、雇用が50人程度ふえるというのも、大きいとは言いませんがメリットかもしれませんが、それと差し引きして本当に米子にとっていいことになるのかどうかということについては、大変疑問だというふうに思っています。大きな電力を発電するところで、それは米子市のためではないと思います。大きい会社が使うことになる、中国電力が買い取るんですよ、それを要るところに売って、そういう形ですよ。なので、自然エネルギーは、本来はその地元にある資源を使って、自然で安全な電力を供給していくということだと思うんですけど、その仕組みを使って輸入のバイオマスで、確実にもうかるという会社が出ているというのは、会社にとってはメリット大きいでしょうけど、米子市にとっては比較すればメリットは余りにも少ないと思います。

そういうことで、今後も注目したり、あるいは意見を唱えたりしていきますけど、まずは環境の問題で、調査結果を住民に公開してもらおうように、コピーをとらせないなどという姿勢を許さないでいただきたいと思いますが。

○門脇委員長 杉村次長。

○杉村経済部次長兼商工課長 私どもも地域への環境の影響というのは非常に重視をしております。そういった意味で、地域との話をする地域協議会、これ、自治会の皆さんの代表者とするわけですが、ただ、今回の調査結果につきましても、大もと自体はコピーするのは、これまでもしてないし、それちょっと認めることができないという御返答でしたが、それを要約した、各住民説明会でお配りしたものは皆さんにお配りできると思いますし、例えば公民館のほうで見ていただきました内容につきまして、もうちょっと詳しい説明が聞きたいんだということであれば、当然、その説明をしていただくようなことはしていただきたいなというふうには思っております。

いずれにしても、そのもの自体が企業さんのものですから、企業さんがコピーは差し控えていただきたいと言えば、そこになかなか対抗することはできないなというふうには思っておりますが、住民からの疑問には丁寧にお答えいただきたいというふうに思っておりますので、何か見ていただいて、不明な点とかもう少し聞いてみたい点があれば、私どものほうがそれを承って、企業のほうに聞いてみたいと思いますので、そういった形で住民の皆さんに疑問等々には、調査結果についてはお答えをしていきたいなというふうに思っております。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 その自治会の皆さんがもらわれた資料というのは、本当に概要しか書いてありません。数値的なものはほとんどわかりません。それでは検討しようがありませんので、

ぜひもとの資料を公開、コピーできるようにもう一度重ねて要求をお願いしたいと思います。これは住民のやっぱり環境に関しての不安に応えるということで、ぜひこちらもお願いしたいと思います。

それと、もう一つは、説明に来てくださるっていうことでしたら、説明に来ていただくような機会をこちらも準備しますので、ぜひそんなこともお願いしたいと思います。

○門脇委員長 杉村次長。

○杉村経済部次長兼商工課長 御意見のほうは承りましたが、あくまで企業さんとお話をさせていただくということになってくるとと思いますので、御意見のほうは承りましたけど、この場でそれをする云々はちょっとお答えしかねるということで御理解をいただきたいと思います。

○門脇委員長 そろそろまとめてください。

石橋委員。

○石橋委員 はい、まとめます。ですけど、市民の安全ということの立場から、それに応えるという立場でぜひ一度お願いしたいと思います。

○門脇委員長 次に、矢倉委員。

○矢倉委員 一つ伺っておきたいと思うんです、考えをね。このバイオマスの事業については、私は肯定的なんです。ただ一つ、懸念が出てきてるんですよ。これをやろうとしたのは、やっぱり福島原発の問題があった。電源を多様化しよう。それが水力であれ、ソーラーであれ、バイオマス発電。政府がここに大きな補助金を出しとるんですよ。補助金に飛びついて、業者が事業を始めてきてるわけです。だけど、政権が変わった。安倍政権にかかわって、安倍政権は原子力発電に近い、中国電力そうですね、やろうとしていて、九州は既に動かしている。ソーラーも発電している。先日、九州では電力がオーバーしちゃった、自然エネルギーと原発で。当然、原発を全国が動かしてくれば、今つくった自然エネルギーっちゅうものはどんどん値段も下げてくるだろうし、オーバーしてくるというのは誰が見ても思うんです。そこに政策の不一致が起きてくる。これはどう見てますか。

○門脇委員長 杉村次長。

○杉村経済部次長兼商工課長 当然、このバイオマス発電所につきましては、環境省の今の制度にのっとって、20年間は売電価格を保障されている事業でございます。したがって、これは国のほうが事業者に対して約束をされて契約をされている金額で、必ず中国電力なりが買い取るということになっております。今問題になってますのは、今でも太陽光発電等々のいろんな事業計画が出ておりますが、そのあたりがもうこれ以上ふやしてもというような議論が国ではされているというふうに承知をしていますが、これまで認可された内容については、当然、国の電力政策の中でそれを許容し得る内容ということで、環境省も経済産業省もお認めになったところだというふうに思っております。そういった意味では、今後のそういった自然エネルギーの増加については、縮小というような話も当然出てこようかと思いますが、今回の件については、当然、国のほうでは織り込み済みの電力政策の中へ入っているというふうに承知をしております。

○門脇委員長 矢倉委員。

○矢倉委員 それは国として。私言ってるのは、国の政策、考え方が曖昧なままで来ている状態。それは先日、九州で起きてる。まだまだあるのに、もう既に電力オーバーしちゃ

ってる。電力が多いから停電が起きない状況になっている。これは都市部であれどこであれ、原発を動かせば、誰が見たってオーバーになってくるんだ。子どもでもわかります。そこに政策を、国の政策ですよ、ここに曖昧が起きてきている。そこに事業を進めることによって懸念が出てきてるなと思ってます。当然、ソーラーなどが買い取りどんどんふえてくる、会社ですからね。走り出してしまったらやってしまうという感じが国にあるわけだけど、その辺がちょっと私は懸念があるなと思ってます。この事業そのものについては、私は地域に出てるということについては肯定的なんですよ。ただ、ちょっと心配があるなと思って、ちなみにちょっと聞いてみたところですよ。以上です。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に参ります。

追加案件、米子インター周辺工業用地工事実施計画について、当局より報告をお願いいたします。

大塚経済部長。

○大塚経済部長 まず、報告いたします前に、報告案件の追加をお認めいただきまして、ありがとうございます。また、この案件の報告につきましては、地元選出の戸田議員のほうから、私のほうの配慮が足りませず、先に地元の説明が回ってしまったという中でいろいろな不都合が起きておるとい御指摘をいただきました。それに基づきまして急遽報告をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。御迷惑をおかけしました各議員につきましては、深くおわび申し上げます。

それでは、内容につきましては、担当課長のほうが説明をさせていただきたいと思えます。

○門脇委員長 雑賀経済戦略課長。

○雑賀経済戦略課長 先ほど部長も言いましたように、議員の皆様には、まず、おわびを申し上げたいと思います。といいますのは、今回つけております資料でございますけど、米子インター周辺工業用地整備事業に伴う工事着手についてという、これ、関係者各位ということになっている案内文書でございますけど、ちょっとこれは工事が始まりますよということを高の自治会、それと赤井手の自治会について、工事が始まりますので細心の注意を払って実施していきましますということをお伝えする文書を出させていただきまして、その後このように委員の皆様の方におくられて御報告になったということをおわび申し上げます。

米子インター周辺工業用地の整備事業につきましては、ことしの2月の閉会中の委員会でその事業内容を、いわゆる規模だとか、今後の工事の予定だとか、そういうことで御報告をさせていただいております。その後何の御報告もないという状況が続きましたのですが、これは、まず初めに、埋蔵文化財調査、これを5月にかけて行いまして、それが完了しました後、まだこの工業用地周辺の耕作の方々がまだ耕作を継続中ございまして、水をとめて工事を行うということができませんでしたので、これが10月に入りまして、地元の耕作の方からもう水をとめていいよという御返事をいただきましたので、それに基づきまして工事の計画を最終的に決定したものでございまして、それによって地元の皆様に御報告をしたということでございます。

工事実施の内容につきましてはでございますが、お配りしました図面のほう見ていただき

まして、まず、11月から工事を始めようと思っておりますのが、紫色のところでございます。これ、NEXCO西日本の事務所の下のほうの、これが市道横断道赤井手河岡側道線という路線名になりますが、まずこの拡幅工事を行いまして、工事車両と一般車両がすれ違えるように広げまして、その後黄色の部分、周辺道路を、補助幹線道路と申しますけど、をやります。それから、あわせて黒の部分、JR伯備線に沿ったところですね。この周辺の道路のほうを、まず工事を行っていく形になります。30年度はそのほかに、第2工区の水色の調整池、こちらのほうも工事をする予定にしております。周辺道路のほうをまず初めにやるというのは、やはり用排水路の整備を道路とあわせて行う必要があるということで、これは来年の耕作開始までに用排水路の整備を行う必要があるということで、まず周辺道路のほうを先に整備を行う予定にしております。引き続き来年度は、オレンジ色の部分ですね、いわゆる県道の米子大山線、こちらのほうの右折レーンの設置ということと、あわせて真ん中の幹線道路、こういうのをやっていって、いわゆる造成工事ができる形の事業用車両が入ることができるような形の道路整備を行いまして、その後、1工区、2工区、1工区の調整池とそのほかの1工区、2工区の土砂の搬入によって、造成工事に入るという予定でございます。

以上、簡単ではございますけど、実施計画ということで御説明いたしました。

○門脇委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

ないようですので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。

執行部は席を交代してください。

午後1時51分 休憩

午後1時53分 再開

○門脇委員長 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から3件の報告がございます。

初めに、米子市国土強靱化地域計画（素案）について、当局より報告をお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 ちょっと待ってください。これは何なの、きょうは副市長も来とらんけども。単なる事務報告を委員会にすることなの、議会に対する説明をするということなの、どっちなの。

○門脇委員長 恩田建設企画課長。

○恩田建設企画課長 このたび素案が作成できましたので、これにつきましては、都市整備部の所管ということで作成しました。したがいまして、議会説明ということで、所管の委員会である都市経済委員会に説明しようとするものでございます。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 議会に説明するということになると、これ、委員会だけの審査事項に係る分であれば構わんよ。計画の素案でしょう。市の全体の計画を示すでしょう。それを委員会だけで議会に説明いたしましたということに切りかえる。こういうのは全協を開いて説明することじゃないの。僕はそれも何か履き違えしとるんじゃないかと思うよ。これだけの膨大の資料を所管の常任委員会だけが関係する事案だけ、審査する内容であればいいよ。

全体の26人の議員がいつこれ説明受けるの。今、きょう説明しましたのでそれでいいの。

○門脇委員長 恩田建設企画課長。

○恩田建設企画課長 私どもとしましては、所管のこちらの委員会で、所管は都市整備部でしたので、こちらのほうにまず御説明とは思って、きょう提案させていただいたところでございます。

○門脇委員長 今後の計画等がございましたら。

恩田建設企画課長。

○恩田建設企画課長 本日説明させていただきまして、その後パブリックコメントをとる予定にはしております。その際に、あわせまして、議会、議員の皆様にもこういうことでパブリックコメントをとっておりますので、意見ございましたらあわせてお願いいたしますというような御案内はしようかと考えております。以上です。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これ違うと思うんだよね。議会に対して当局が説明をするということは、パブリックコメントの中で一緒に意見を出してくださいと意味が違うと思うよ、これは。パブリックコメントというのは、そういうふうに乱用しちゃいかんと思うで、これ。

それと、議会に対する説明というのは、議長、ここにおるけども、26人の議員に全部説明させることよ、議会に対して説明というのは。所管委員会だけで、必要な事項だから所管委員会にさせてもらってというならまだいいよ、これ。所管委員会だけで必要なことじゃなくて、全体に必要なことでしょう、これは。この内容見ちょうと。

何でこういうやり方するの。毎度毎度その委員会で僕は苦情を言ってきた、意見を出してきたんだけど、この後で出る空家等対策計画（素案）についても。こういう部分というのは議会に対して説明をするということで、26人の議員に対して説明をするという、土俵の上で説明すべきじゃないの。この所管委員会だけの部分で必要だから説明するだったら、それはそれでいいよ。そうじゃないじゃない、計画の素案というもの。市全体の計画でしょう。議長、そう思わないの。

○渡辺委員 それはね、この間の議会終わったときに全部の委員長、副委員長にお集まりいただいて、こういった計画含めた素案等については、全協にかける事項なのか、所管委員会で素案の部分の素案だから説明を受けるのかというのは、当局ときちっと話をして、そこで、委員会でやるかどうかの判断で、もし全協にする場合には、私のところに事前に言ってきてくださいとお話はしてあるので、今回はそこで委員長と当局がこれは素案の中の素案で、当初、委員会にだけ説明しといて、全体で諮るかという手順を決められている。僕は知りませんよ、今回、どんな話し合いされたか。ていうのは、もう念を押してありますよね、委員長さんには、ずっと。だから、こういった意見が遠藤さんから出た場合、今回説明するのはこうだと答えてもらえばいいと思います。もう念が押してあるはずで、それは。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 見識がわしはわからんな。素案というのは、当然素案なのよ、最初は。最初から決定が出るわけじゃない。素案の段階だから議論ができるんでしょ。材料提出ですよ、これはある意味で。その段階で、議会26人の皆さんに説明する内容なのか、所管委員会だけに説明する内容なのかというのは峻別せないかんじゃないの、判断として。この

計画の素案というものは全体を指しとるわけだから、国土強靱化計画というのは、これ全部読んでみたけども。ましてや、副市長も出てないでしょう、きょう。そういうふうな形のもの委員会だけの報告で議会に説明いたしましたとなるの、これ。そんな議会運営するの。今までも例ないよ、米子市議会。何遍も言うけど。定型の形で物事を扱っちゃいかんよ、こういうのは。

○門脇委員長 一応、私の判断で、ちょっと御相談させていただきましたけど、今回、素案ということで一応担当部局から説明を受けようと思って、きょう、そのような形でお受けをいたしております。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 毎回言つとる、前にもあったと思うよ、この案件、こういう内容含めたものが。何でそれを踏襲できんか。何をそんな形じゃだめ、議会という場の審議する材料の場というつくり方というのは大事なんですよ、これは。言っときゃいい、やっときゃいいって話じゃないんだ。26人の選ばれた議員に対する説明なのか、所管委員会だけの説明なのかって仕分けしてかかかっていかないと、議事にならないよ、それは。議会運営のイロハだよ、こんなものは。本来なら、26人全員に説明するのが議会のルールだ、原点からいえば。あなたには説明いたします、あなたには説明しませんなんてやり方やっちゃいかんで、原則としては。だから、予算委員会の分科会審査はいかんってことになったでしょう、あれなんかも。原則そうなんだから。

だから、きょうは段取りしたんだけど、別に全協開いて、改めて全議会に対して説明を求めるなら求めるで、ちゃんと議長と相談していかなきゃだめじゃない、これ2つとも。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 確かにこの空き家の素案、それから国土強靱化地域計画の素案、これはどちらもなかなか大きいテーマだと思います。その辺でどうなんだろうという相談も委員長としました。委員長が言われたのは、担当課との話で、素案だから一応この会で意見を出してもらって、その後にパブコメも経て、全議員の意見を求める場を設けるっていう話になっていったらというように言われたんで、それでしたら、まず、説明をきょう聞きましょうということで納得をしたわけですけど、そういうことではなかったでしょうか。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 石橋委員に聞くけども、全議員の意見を聞くというのはどういう形で設けようと考えてたの。

○石橋委員 それはやっぱり全員協議会になります。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、恩田課長が言ったように、パブリックコメントで議員の意見を出しますって、これ全然反論ないの、これに。パブリックコメントというのは。議員の意見を書類に書いて出すだけの話だよ。議論の開陳なんて一つもできへんだよ、パブリックコメントだと。議会は議論をするところなんだ。

(「そういう意味でない、議員にもパブリックコメントで出せって言った、そういう意味で言ったと思います」と渡辺委員)

○門脇委員長 恩田課長。

○恩田建設企画課長 先ほどパブリックコメントって申しあげましたのは、議員さん、こ

れだけ出してくださいよっていう意味ではありませんで、パブリックコメント、皆さんとりますんで、もしそこで議員さんからの御意見もあれば出していただいても構いませんが、それだけという意味ではありません。市民の皆さんへ出しますので、あれば、議員さんからもいただければ幸いですという意味でございます。以上です。

○門脇委員長 山川委員。

○山川委員 大きな問題であつたら、やっぱり全員協議会でやって、その後、所管委員会に振るとするのが筋だと思うんですよ。それで、これって大したことない問題ですか。この国土強靱化だったり空き家問題だったり、大したことない計画ですか。

○門脇委員長 そういうことじゃない。

○山川委員 いや、だから手続が逆だと思うんですよ。全員協議会に振って、その後で委員会にかける。報告案件だったり、農業被害がありましたと、報告案件だったら委員会に最初から振られてもいいと思うんですけど、こういう大きな問題で、本当に方針だったり、政策的な大きな問題だったら、やっぱり筋として、それは委員長、副委員長がどういうふうに言われたという形で言われた、パブコメの後でいいじゃないじゃなくて、やっぱり全員協議会でやって、その後、委員会にやっぱりやるのが筋だと思います。

○門脇委員長 ちょっと整理させてください。

暫時休憩をしたいと思いますので、また追って連絡をいたします。暫時休憩します。

午後 2 時 0 2 分 休憩

午後 2 時 1 7 分 再開

○門脇委員長 それでは、お待たせいたしました。都市経済委員会を再開したいと思います。

非常に委員の皆様には御迷惑をおかけしまして、申しわけございませんでした。先ほど私、委員長と副委員長と協議をいたしまして、国土強靱化地域計画（素案）並びに米子市空家等対策計画（素案）につきましては、後日、全員協議会で議員の皆さん全員と協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程につきましては、事務局のほうと、ちょっと日程調整、議長とも相談しながら日程調整をしたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門脇委員長 それでは、続きまして、台風 24 号による被害について、当局より報告をお願いいたします。

福住都市整備部次長。

○福住整備部次長兼都市整備課長 お配りしております台風 24 号による被害についてということで、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

9 月末に発生いたしました台風 24 号によりまして、まず、1 ページ目でございます。米子市陰田町でございます民家の裏山、裏山といいますか、斜面ですけども、幅 2.5 メートル、高さ 2 メートルにおいて、土砂崩れが発生しております。

2 ページ目でございます。米子市青木地内でございます。これも家屋の裏の斜面が、幅 5 メートル、高さ 3 メートルにわたりまして、土砂崩れが発生をしております。

それと、3 ページ目でございます。これは米子市八幡でございます、日野川右岸堤、八幡神社のちょうど土手の反対、向かって日野川寄りになるんですけども、多目的広場が日

野川の増水によりまして、長さ80メートル、幅30メートルにわたり、土砂が下流に流出したものでございます。

説明は以上です。

○門脇委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

遠藤委員。

○遠藤委員 これは事業なのか、誰が責任持ってやっていくだ。

○門脇委員長 福住次長。

○福住整備部次長兼都市整備課長 まず、1ページ目の陰田でございます。陰田に関しましては、今、写真を見ていただきまして、職員が立っております。その建物が建っております土地と、それから斜面、これ、同一所有者でございまして、同一所有者でありますので、個人の土地所有者の方が今の崩れた土砂を撤去していただくというふうになっております。

それから、2ページ目、この青木につきましては、建物の土地と、それから斜面の土地所有者が違っております、斜面部分の土地の所有者が、今現在はここ、ブルーシートで囲ってあるんですけども、崩れたほうの土地所有者が土砂を撤去するというふうになっております。

それと、3枚目の八幡の多目的広場の土砂が流れた箇所でございますが、これは災害査定を受けまして、補助事業で復旧するというふうに今考えております。以上です。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 被害状況の報告とか、都市整備課の関係はこういう報告で、その前に経済部から報告がある。

例えば今回の台風の被害で、住宅地に浸水して、床下浸水が発生したという事案というのが把握されてないですか。それはどこが把握ですか、防災安全課、あんた方ではない。

○門脇委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 住宅の浸水に関しては、総務部の防災安全課のほうになりますけれども、今のところ、浸水があったというようなお話はちょっと伺ってないというところでございます。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 おかしいと思うだがん。皆生新田3丁目、水貫川の関係で逆流して、相当の範囲にわたって浸水が発生したという、中にけがした人もいたという報告を、僕はこの間も会ってきたんだけど、そういうのを防災安全課にするとね、全く報告受けておりませんし、把握しておりません。それはどげなことだ。一体誰がそういうのを把握するだ。そしたら、こういうことも言った、被害金額のわかるものは財政課がやっと思ふ。何だかわけのわからん報告するんだよな、これ聞いとると。どけんなっとうだ。防災安全対策ってあれだけやかましく騒いでおってやで、それが横の連携も全くできてない、集約するものも誰もおらないで、被害状況が出た分だけは財政課が担当しております、こんなことでいいのかな。これは誰がええぐあいにする。

○門脇委員長 福住次長。

○福住整備部次長兼都市整備課長 このたび載せておりますこの青木、陰田、それから東

八幡につきましては、防災安全課、それから財政課にも報告はしております。今の遠藤議員が言われた皆生新田3丁目の件についてはちょっと把握しておりませんので、ちょっと今、ここでは答えられませんので、またちょっと調べてみたいとは思いますが。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 何で僕が言うか、昔、東福原5丁目、例の大沢川流域の関係で浸水になって新聞に出たことがあって、何回も。今回、あれはなかったの。

○門協委員長 福住次長。

○福住整備部次長兼都市整備課長 大沢川、今、遠藤議員が言われる大沢川の両サイドにつきまして、今回、浸水は、道路冠水は若干ありましたけど、家屋床下までというふうには報告は受けておりません。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 なぜ僕が皆生の問題聞いたかということ、そういう過去の例は、東福原5丁目の床下浸水もあったようなこと含めて、新聞沙汰にもなって、大沢川の改修早くしなきゃいけないかということで堀川含めて進んできちょうだけでも、今回の皆生新田3丁目は水貫川の水門操作がどう行われたかというのを非常に興味持っておられる、地元の方が。全く警報も何もなかったと言われる。消防分団の車両が出ちよっておったけども、堤防の上に。だけど、逆流して、床下浸水になるかもしれませんから、皆さん警戒してくださいってアナウンスって何もなかったっていう。それを全く防災安全課も把握してない。その操作がどげなったかという、いきさつはどげなったって言ったら、いや、それはまだ県から報告受けておりません、いずれ報告が来るようになっておりますって話だ。何となく話を聞いてると、どういうふうに市はこういう問題に対してきちんとまとめてくるような形になっとるんかな。それぞれ、部署、部署があるのはいいけども、その部署、部署のあるやつをどういうふうにどこで誰が集約してるのかな。さっぱりわからん。だけん、市民の皆さんに答えようがない。その状況はどこに行けばいいかって。一遍文句言いに行きたいって言っとうなった。だから、防災安全課はそういうものを全然把握してません。どこに行けばいいかっていう話。どうすればいい。結構、床下浸水が広がったらしいよ、皆生新田3丁目は。

○門協委員長 錦織部長。

○錦織都市整備部長 基本的に今の災害時の対応というのは、基本的には防災安全課がするんですけど、そちらのほうの窓口という形でございますので、当然うちのほうの土木施設に被害等がございましたら、当然、そちらのほうに報告して、そういう連絡調整を行っておりますので、やっぱりそちらのほうに本当はそういったことも把握していくのかなというふうに私は思っておりますけれども。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 部長ね、所管が違うかどうか知らんけど、そういう意見が委員会があったと、よって、財政課も含め、防災安全課も含め、あなたのとこも含めて、ちょっと水害情報、経済部も含めて、どういう状況かよく全体を把握してもらって、米子市としてこういう把握してますというもんになって、その窓口はどこですということをきちんとわかるようにしてほしい。大事なことだと思ふよ、これ。

○門協委員長 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 今、遠藤議員から御指摘ございましたことについては、関係部局のほうと協議いたしまして、対応していきたいと思えます。

○**門脇委員長** ほかにございせんか。

今城委員。

○**今城委員** 安全な状況であったということだけちょっと伺いたいと思うんですけども、例えばこれは陰田のところですね、陰田のところ、後ろ側、写真の様子を見ますと、コンクリートで土どめになっているように思うんですけど、後ろ側のところ。今回、崩れたところというのは多分土どめになっていない個人所有なんかなとは思ったりするところなんですけど、これ、現在がどういう状況なのかということとはちょっと今、お話ではわからなかったんですけど、個人の方が所有なので、個人で撤去ってということなんですけど、この後、雨だとか、そういうことが多少ないとは思えない状態で、安全なのかどうかという、これ以上になっていくんじゃないとか、そういうような不安とか、それへのアドバイスとかってというようなことはどうなってるんでしょうか。さっきと同じようなことだと思うのですが。

○**門脇委員長** 福住次長。

○**福住整備部次長兼都市整備課長** 先ほど御質問ありました陰田の件でございますが、上部に亀裂等がなく、これ以上被災のおそれがないという判断を職員が現地に行っておりますので、こういう結果となっております。ちょっと奥の、写真でいくと、コンクリートの壁が写っているところがあるんですけど、これはちょっと場所が離れておまして、この今の写真で写るとる場所とは。上から図面があるといいんですけど、ちょっと写真では隣みたいな感じに写るとるんです。実際ちょっと離れております。

○**門脇委員長** 今城委員。

○**今城委員** 亀裂がないからということで、わかりました。専門の技師さんが見られたんだと思うんですけど、こういうようなのり面の落ちてるところというのは大概、のり切りの角度とか大きさとか、そういうところまできちっと指導してあげないと、上に亀裂がないからということだけで安全ですよってというようなことが言い切れるのかなっていうのがちょっと、土木をやった人間からするとそういう気持ちになります。そこら辺のアドバイスだとか、それと、この感じでいうと、かなりの量を切っておかないと安全ですよって分には言えないのではないかなって、現地に行っていないので、写真ですけど、そんな気持ちにもちょっとなるんですけど、そのあたりはところは、持っておられる所有者さんの問題とか、どうですか。

○**門脇委員長** 福住次長。

○**福住整備部次長兼都市整備課長** この陰田の件につきまして、また所有者の方と協議しながら、先ほど言われました指導ということになるかどうかはわかりませんが、協議をしながら、安全に生活していただけるような状態になるようなお話をさせていただきたいというふうに思っています。

○**今城委員** ぜひお願いいたします。

○**門脇委員長** ほかにございせんか。

それでは、ないようですので。

原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 先ほど国土強靱化と空き家については、全協の日程調整をした上でというお話がございましたが、ちょっと一言お断り申し上げたいんですが、空き家の計画につきましては、11月5日から1カ月、パブリックコメントをする予定にしておりますので、ちょっとそのことだけ御理解いただきたいと思います。以上です。

○**門脇委員長** 皆さん、よろしいでしょうか。

○**遠藤委員** やめっていうわけいかん。本当は順序間違っとするけど。

○**門脇委員長** それでは、以上で都市経済委員会を閉会いたします。

午後2時29分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 門 脇 一 男